

知っておきたい！ 大きく変わった相続のルール

～わたしの人生のために～



約40年ぶりに相続法が改正され、
配偶者の保護を拡大する方向で大きく見直されました。

それまで住んでいた家に住み続けられやすくするための「配偶者の居住の権利」
介護や看護などをおこなった親族が相続人に金銭の請求をすることができる「特別の寄与の制度」など。

平均寿命が長い女性は相続人になる可能性も高く、生活に大きく関わってきます。
いざという時に困らないよう、より良い選択ができるよう、相続のこと学びませんか。

定員
20人

参加
無料

と き

令和元年 **8月3日** (土) 午前10時～12時

ところ

東大阪市立男女共同参画センター・イコラム 第1・2研修室

講 師

のりい やよい
乗井 弥生 さん (弁護士、女性共同法律事務所)

1995年弁護士登録。現在、離婚・相続等家事事件を中心に弁護士業務をおこなっています。また、個別の事件活動以外にも、家庭裁判所の調停委員や大学でジェンダーに関する授業の非常勤講師を務めるなど、市民が法律を身近なものとして使いこなすための活動に積極的に取り組んできました。「難解と思われる法律を分かり易く！」をモットーに講演活動をおこなっています。

主催：東大阪市

企画・運営：ドーン財団 (一般財団法人 大阪府男女共同参画推進財団)

令和元年度 法律講座

知っておきたい！大きく変わった相続のルール～わたしの人生のために～

- 日 時：令和元年 8月3日(土) 午前10時～12時
- 会 場：東大阪市立男女共同参画センター・イコーラム
第1・2研修室
- 対象・定員：東大阪市在住・在勤・在学の方 20人
- 参加費：無料
- 一時保育：1歳半～就学前幼児 定員10人、ひとり200円
(申込先着順・7月27日(土)までに要予約)

- 申込方法：
ハガキ、FAX、メールに講座名「法律講座」、受講動機、住所、氏名、電話番号、FAX番号、保育の有無(子どもの氏名・生年月日)を記入し、下記までお申し込みください。
イコーラムホームページからも申し込み可能です。
- 申込締切：令和元年7月27日(土) 必着
※申込多数の場合は抽選

★お申し込み・お問い合わせ★

〒578-0941 東大阪市岩田町 4-3-22-600
東大阪市立男女共同参画センター・イコーラム

Tel 072-960-9201
Fax 072-960-9207

E-mail ikoramu@nifty.com
URL <http://www.ikoramu.com>



令和元年度 法律講座 申込フォーム

ふりがな			
氏名	職業		歳代
住所			
電話番号	(勤務先・自宅・携帯)	FAX	(勤務先・自宅)
E-mail	(勤務先・自宅・携帯)		
参加動機			
一時保育希望	有・無	(ふりがな) ----- (お子様のお名前)	生年月日 年 月 日

★お申込みにあたってお預かりする個人情報は、本事業以外の目的で使用することはありません。